審査基準(公表用)

様式第3号

日

							<u> </u>	所管部 (局)・課	農林	水産部	生産者	支援課
法令名		森林組合法				ì	去令番号	昭和 53 年法律第 36 号				
手続名		森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認		承認	ŧ	艮拠条項	第26条の3第3項					
審查基準	第26 例」(平成 照らし、i また、	条の3第3項の規算 29年3月29日 適切と認められる ^は 司項の規定による	定による森林組合の 付け28林政経第3 場合に行う。	森林経 3 2 5 号 規程のI	営規程の変更の承認 林野庁長官通知)に 廃止の承認は、当該	は、 準拠	当該森林組.しているか	合の変更後の森林とうかを考慮し、	林経営規	個々の	組合の	実情に
受付機関	│農林事涯		生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準	集処理期間	L 440 DD	2月	目次	5 6	- 3

標準経由期間

機関

機関

機関